

(資料3)

中山間地域等直接支払交付金

平成29年度実績及び平成30年度の事業推進について

平成30年7月31日

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

I 平成29年度実績

交付市町村数	協定締結数	内訳		協定参加者総数	交付面積	交付金額
		集落協定	個別協定			
13	62	59	3	1,483人	347ha	30,887千円

(取り組み内訳)

	協定数	面積
○ 集落協定	59	293ha
基礎単価(単価の8割を交付)	10	37ha
体制整備単価(単価の10割を交付)	49	256ha
A要件(農業生産性の向上)	2	5ha
B要件(女性・若者等の参画を得た取組)	0	0ha
C要件(集団的かつ持続可能な体制整備)	47	251ha
○ 個別協定	3	54ha

※埼玉県内でB要件を選択した協定はナシ

II 平成30年度推進方策

- (1) 市町村担当者会議の開催による制度の周知
- (2) 平成31年度の制度の最終年評価に向けた事務指導及び最終年評価の事前周知
- (3) 新規地区の掘り起こし、集落協定書(集落の事業計画書)の作成及び更新のための指導

— 中山間地域にお住まいの
農業者の方々を支援します —

中山間地域等直接支払制度

第4期対策
(平成27年度～平成31年度)



平成30年度の変更箇所

- 既に認定された集落協定であって、中山間地農業ルネッサンス事業における地域別農業振興計画を作成した地域においては、遡及返還の緩和措置の適用条件である集落戦略の作成期限を延長しています。
(詳細はP. 6を参照)

平成30年4月

農林水産省

中山間地域等直接支払制度とは

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みです。

1. 制度の対象となる地域及び農用地

地域振興立法で指定された地域において、傾斜がある等の基準を満たす農用地

(1) 対象地域

- ① 「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」等によって指定された地域
- ② ①に準じて、都道府県知事が特に定めた基準を満たす地域

(2) 対象農用地

- ① 急傾斜地 (田：1/20以上、畑・草地・採草放牧地：15°以上)
- ② 緩傾斜地 (田：1/100以上1/20未満、畑・草地・採草放牧地：8°以上15°未満)
- ③ 小区画・不整形な田
- ④ 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地
- ⑤ 積算気温が低く、草地比率の高い草地 (北海道のみ)
- ⑥ ①～⑤の基準に準じて、都道府県知事が定める基準に該当する農用地

注) 農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域)内に存する一団の農用地を対象

2. 対象者

集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等

3. 交付単価

地目	区分	交付単価 (円/10a)	地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜(1/20以上)	21,000	草地	急傾斜(15°以上)	10,500
	緩傾斜(1/100以上)	8,000		緩傾斜(8°以上)	3,000
畑	急傾斜(15°以上)	11,500		草地比率の高い草地(寒冷地)	1,500
	緩傾斜(8°以上)	3,500	採草放牧地	急傾斜(15°以上)	1,000
		緩傾斜(8°以上)		300	

注) 小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地の場合は、緩傾斜の単価と同額になります。

4. 交付金の使途

交付金は協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い使途に活用できます。(使途は、予め協定に定めておく必要があります。)

こんな活動をすれば交付を受けられます

協定に定める活動内容が、①の「農業生産活動を継続するための活動」のみの場合は交付単価の8割、①に加えて②の「体制整備のための前向きな活動」を行う場合は交付単価の10割を交付します。

①農業生産活動を継続するための活動：基礎単価（単価の8割を交付）

- ・ 農業生産活動等
例：耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動（泥上げ、草刈り等）
- ・ 多面的機能を増進する活動
例：周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護

②体制整備のための前向きな活動：体制整備単価（①+②の活動により単価の10割を交付）

A要件・B要件・C要件の中から1つを選択してください。

※詳細やご不明な点については裏表紙のお問い合わせ先にご相談下さい。

農業生産性の向上（A要件）

以下の項目から、2つ以上選択して実施。（①又は⑤については、より高い目標を設定する場合、それ1つのみを選択することで可となります）

- ①機械・農作業の共同化
- ②高付加価値型農業
- ③生産条件の改良
- ④担い手への農地集積
- ⑤担い手への農作業の委託



【機械の共同利用】



【そばの栽培】



【農家による簡易な整備】

女性・若者等の参画を得た取組（B要件）

協定参加者に、女性、若者、NPO等を1名以上新たに加え、以下の項目から1つ以上選択して実施。

- 新規就農者による営農
- 農産物の加工・販売
- 消費・出資の呼び込み



【新規就農の相談】



【ゆずの加工】



【体験農園】

集団的かつ持続可能な体制整備（C要件）

協定参加者が活動等の継続が困難となった場合に備え、活動を継続できる体制を構築。

加算措置もあります

4 ページの活動に加え、地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合には、交付単価に所定額が加算されます。

① 集落連携・機能維持加算

【集落協定の広域化支援】

複数集落(2集落以上)が連携して広域の協定を締結し、中心的な役割を担う人材を確保して、農業生産活動等を維持するための体制づくりを行う場合、協定農用地全体に加算します。

[加算額]

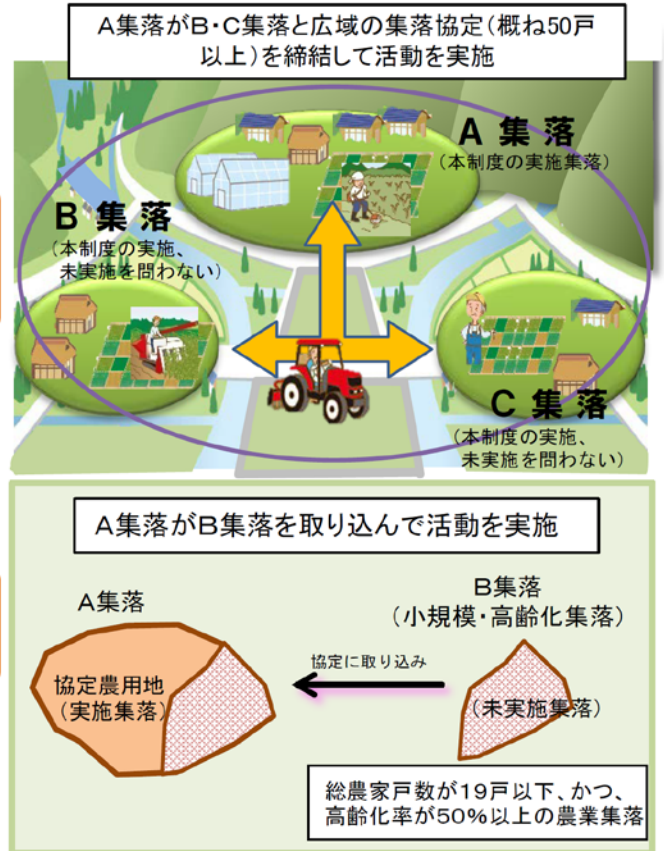
地目にかかわらず
3,000円/10a

【小規模・高齢化集落支援】

本制度の実施集落が、小規模・高齢化集落の農用地を取り込んで農業生産活動を行う場合、新たに取り込んだ農用地面積に加算します。

[加算額]

田	畑
4,500円/10a	1,800円/10a



※ 集落連携・機能維持加算は、4 ページの「体制整備のための前向きな活動(体制整備単価)」を行う場合に取り組むことができます。

② 超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜地(田: 1/10以上、畑: 20°以上)の農用地の保全や有効活用に取り組む場合、該当の農用地面積に加算します。

[加算額]

田・畑
6,000円/10a



超急傾斜農地(田)



超急傾斜農地(畑)

【対象活動の例(①、②からそれぞれ1つは実施)】

① 農地を保全する活動(1つだけ実施でも可)



石積み保全活動

又は



土壌流出防止

又は

既に地域で取り組んでいる活動があれば、それが加算の対象活動になります。

既存の活動

② 農産物の販売を促進する活動等(1つだけ実施でも可)



棚田オーナー制度

又は

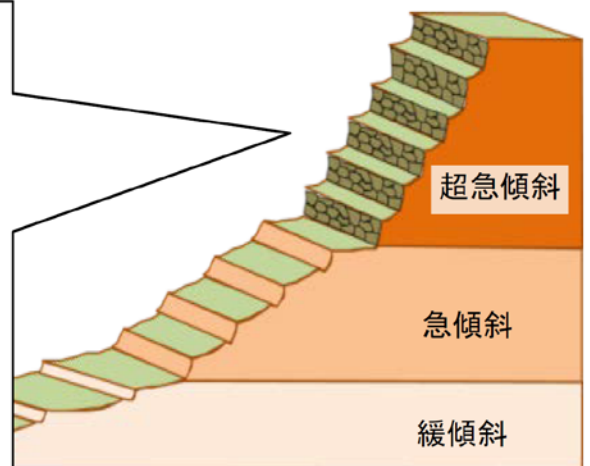


景観作り

又は

既に地域で取り組んでいる活動があれば、それが加算の対象活動になります。

既存の活動



平成29年度から

※ 超急傾斜農地保全管理加算は、4 ページの「農業生産活動等を継続するための活動(基礎単価)」に加え、加算対象活動を行えば加算されます。

「農産物の販売を促進する活動」は、市町村と協力して実施することができます。

中山間地域の魅力を活かした取組の例

中山間地域ならではのおいしい食べ物

中山間地域では、特色のある様々な農産物やその加工品を生産しています。中山間地域等直接支払は、このような皆さんの地域にある食べ物を販売・製造するための取組にも使われています。



地場農産物を使用した料理



棚田米



きび餅



赤かぶの栽培



無農薬米の栽培



ミカンのジュース加工

取組事例 みね いなわしろまち 見祢集落協定（福島県猪苗代町）

【集落の状況】

○見祢集落は、磐梯山の南側に位置し、稲作を主体に野菜、そば等を生産。農業者の高齢化、担い手不足等により、将来に向けた地域農業の維持・発展が困難になることが懸念されていた。



【取組の内容】

- 見祢集落は、平成20年に農作業受託組織を立ちあげ、平成25年に「農事組合法人結乃村農楽団」として法人化し、取組の体制を整備。
- 地域の担い手や法人役員が販売戦略を立て、所得向上に取り組む。
- 法人は協定農用地に利用権を設定し、水稻、野菜、そば等を生産するとともに、高齢者の所得確保と生きがいの場として、アスパラガスの栽培を実施。

【取組の効果】

- 法人は、所得向上と女性が活躍する場として、農家レストランを立ち上げ、地元食材を使った郷土料理等を提供するなど活性化に向けた取組が拡大。
- 町のブランド米「いなわしろ天のつぶ」を生産し、JAやJETROの協力を得て、平成27年度から町内の他の農業者とともにドバイ（UAE）等の中東や香港を中心に輸出を開始。



【農家レストラン結】



【国際食品見本市（ドバイ）】

中山間地域ならではの自然・風景

中山間地域には、他では見ることのできない美しい風景や豊かな自然がたくさんあります。中山間地域等直接支払は、このような都市部の人たちにとっても貴重な農村の環境や景観を守るための取組にも使われています。



ながよちょう
長崎県長与町



かみかつちょう
徳島県上勝町



じょうえつし
新潟県上越市



あさひまち
山形県朝日町



さようちょう
兵庫県佐用町



ひたちおおみやし
茨城県常陸大宮市

取組事例

あしかり ぶんごおのし
芦刈集落協定(大分県豊後大野市)

【集落の状況】

○芦刈地区では、約25年前に若手農業者を中心としたグループ(芦若塾)による地域おこしや遊休農地の有効活用の取組が発展し、地区内の全農家40戸が加入した「農事組合法人 芦刈農産」を設立。



【取組の内容】

- 法人は、地区内農地の9割(協定農用地の全て)を農地中間管理機構を通じて借受け、集積。
- 本交付金によりトラクター等の農業機械を導入。
- 経営体育成基盤整備事業によりFOEAS(地下水水位制御システム)を導入。
- 乾田化により甘藷、スイートコーン等の園芸作物の作付けを拡大。

【取組の効果】

- 甘藷(紅はるか)を「はるか姫」と名付けて商標登録。
- 6次産業化計画の認定を受け、加工施設と直売所を整備し、ブランド化、加工や直売にも取り組む。
- 農作業に7名の男性、収穫作業等に15人の女性をパート雇用し、地元の雇用機会の拡大に貢献。



【導入したトラクター等の農業機械】



【「はるか姫」栽培中の協定農用地】

中山間地域等直接支払制度実施地区について（秩父市・沢戸地区）

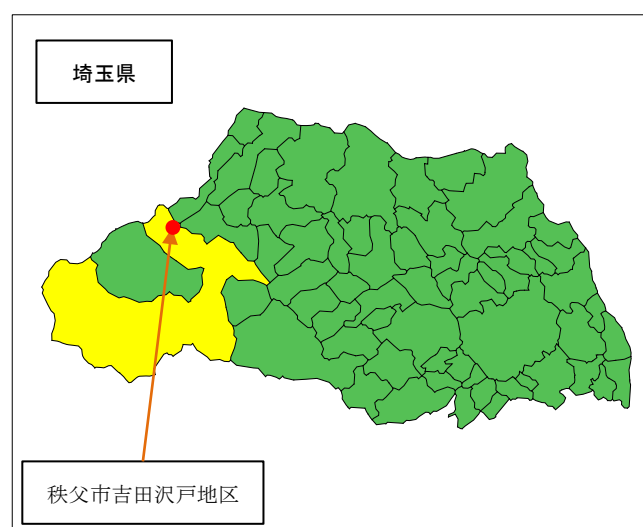
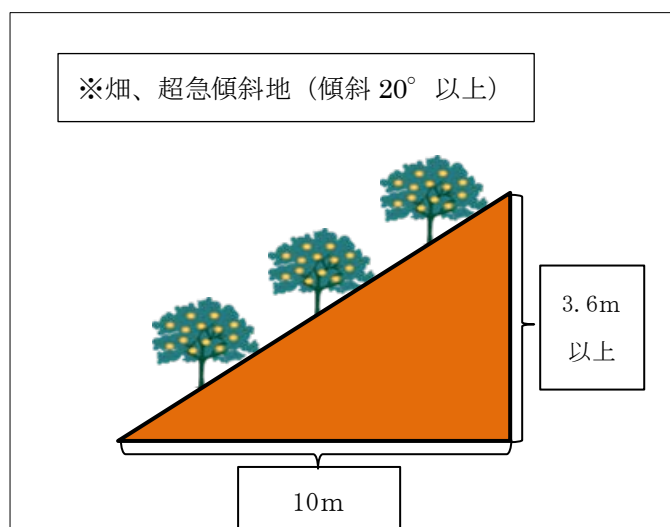
平成30年7月31日

1 集落協定の概要

市町村・協定名	秩父市・沢戸集落協定
協定面積 7.3ha	畑・急傾斜 7.3ha
交付金額 1,259 千円	個人配分 100%
協定参加者	農業者 35名 うち女性7名
活動内容	耕作放棄地発生防止のための活動 …農地の法面管理
	多面的機能を増進する活動 …周辺林地の下草刈
	農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項 …集団的かつ持続可能な体制整備（集落ぐるみ型 C要件）
	超急傾斜農地保全管理加算 …法面の維持・補修及びパンフレット作成・イベントにおけるPR

2 協定農用地について

- ・ 協定農用地は傾斜がきつい山の斜面に存在し、農用地のほとんどが20°以上の超急傾斜の畑で、歩くのも困難なほど農業生産条件が不利な地域となっている。
- ・ 生産条件が不利な中、協定農用地の維持・管理のためユズ、カキ、カボスなどの果樹等を栽培している。



ちちぶし よしだいさま さわど
超急傾斜農地保全管理加算の取組（埼玉県秩父市吉田石間 沢戸集落協定）

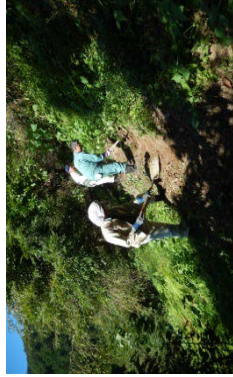
- 超急傾斜農地保全管理加算の取組開始を契機に、収穫物の直売を開始し、農業者の生産・販売意欲が拡大。

地区の概要

- 当地区は、埼玉県秩父市の北部に位置する険しい山肌
に拓けた山間集落で自家消費用の果樹や野菜を栽培。
- 平成12年度から取組を開始し、集落ぐるみで農地の維持
管理を実施。共同活動として、農道・耕作道の保全管理等
を実施し、機械作業時の安全確保を図っており、平成27年
度からは超急傾斜農地保全管理加算に取組み。
- 農業者が安心して営農を継続させることができる環境を
整えるため、シカ、イノシシ等への獣害対策が大きな課題。
- 平成27年度に吉田石間地区で「天空だんべえ 石間協
議会」を組織。当協定も構成員となり周辺集落ととも
に農村文化の継承と農地・資源を活用した地域の活性
化に取組み。



【地区の外観】



【共同作業(農道管理)】

取組の特色

- 果樹生産は、これまで自家消費にとどまっていたが、超急傾斜農地
保全管理加算の取組開始を契機に、平成28年度から「吉田よいとこ祭」
や「彩の国食と農林業ドリムフェスタ」で本制度の活動をパネル展示
し、収穫される農産物(カボス等)のPRを実施するとともに、直売所への
出荷を開始。あわせてチラシを作成し、直売所で配布。
- これまで自家消費していた果樹がPRにより収入につながり、農業者
の生産意欲が拡大。今後、作業環境を改善し生産量を増やすため、小
型運搬車等が通行できる農作業道を新設・管理し、果樹の植栽及び獣
害対策用ネットの拡大を予定。
- 農産物直売所等での販売収入の増加に繋げるため、「天空だんべえ
石間協議会」と連携し、果樹の栽培、剪定等講習会を実施。



【収穫前のカボス】



【直売所での販売】



てんくう いさま 天空だんべえ 石間

「天空の小径」を地元住人がガイドします。
詳細は下記ホームページ、または申込時にご確認下さい。
<http://isama-net.com>
申込・問合せ：Tel. 0494-77-0676 (新井)

(Yama-ai 散策) 美しく美味しい景観

VOL. 1 沢戸 コース



雲海が眼下に望める「天空の里」沢戸区。
落ち武者が築いた石垣を仰ぎながら、天空の小径を歩く。

1 石垣

当地は急峻な山の斜面にへばりつくように集落があり、地形的に自然の平地はほとんどありません。そこに家を建てるためには、どうしても石垣による土留め工事を行い、山の斜面を階段状に施工して、わずかな平地を人工的に作り出すしかありませんでした。

昔は多数の「石工職人」が居り、その業績を今に残していますが、現在でも未だ数名の名人が当地に居り、集落の基盤を支えています。石積み技術に長けている職人は、当地にとつてなくてはならない文化の継承者です。



2 鹿島神社

建立時期は不明ですが、茨城の鹿島神社の分祠です。明治の初めに社格を定めた太政官布告の時に、城峯神社を村社に格付するために、鹿島神社の祭壇を借用しました。そのくらい古式の神社と想像できます。

当社は武道の神様として祀られ、勝負運向上に御利益があるとされています。建屋正面には、弓道の免許皆伝を受けた人が奉納した額があり、武道家から篤い信仰がある神様です。

戦後、敷地内で映画を上映したこともありました。

3 天王様

全国の天王様は、かつては牛頭天王(ゴズテンノウ)を祀る天王社と呼ばれていましたが、明治の神仏分離により素戔嗚尊(スサノノミコト)と習合し、多くは八雲神社や八坂神社となりました。牛頭天王は仏教信仰より、釈迦の生誕地に因む祇園精舎の守護神とされており、行疫神(疫病を流行らす恐い神様)とみなされています。そこで逆に、この神を祀れば疫病などの災厄を免れるとして広く信仰されました。

4 沢戸からの展望

石間地域は下流部の「沢口」から「沢戸」まで、集落の標高差が330mにも及びます。沢戸のこの場所からは石間の谷筋が一望でき、直ぐ手前に「中郷」集落、先には「漆木・稲宮神社の奥社」、更に遠景には秩父の象徴でもある武甲山が望めます。



夜明けのひととき、気象条件次第では、この谷間に雲海が発生します。集落の庭先で雲海が見られるという場所は、国内にもそう多くはないと思います。山肌を吹き渡る風を感じ、向山に映る雲の影の移ろいを眺めながらユックリと過ごす体験は、天空を飛び鳥になった様でもあり、心が解放される至福のひとつです。

5 不動尊

不動明王像は右手に剣を持ち、左手には数珠を持っていたと思われませんが、数珠は紛失しています。両脇には八大童子と呼ばれる眷属のうち、制多迦童子(せいいたかどうじ)と矜羯羅童子(こんがらどうじ)を従えた「不動三尊像」の形態です。

6 八幡神社と稻荷様

八幡神社は沢戸区西端の高台にあります。この神社は出世の神様、武運の神様(武神)です。故に第二次世界大戦中、出征者がこの八幡神社をお参りし、手柄や身の安全を祈願したそうです。今は氏子も少なくなりましたが、昔は30世帯もあって栄えていました。稻荷様は「物がなくなったら頼みに行くと見つかる」というご利益があり、今でもお願いに行く人もいて、八幡神社・稻荷様共に、あらたかな神様として信仰が続いています。



『石間地域』への交通案内

西武秩父駅、または秩父鉄道秩父駅より「吉田元薮村」行バスにて「万年橋」下車
万年橋より沢戸集会場まで約5km (徒歩 約1時間15分)
西武バス HP: <http://www.seibus.co.jp/>
自動車の場合: 「道の駅 龍勢会館」より8.6km 約15分
「沢戸区集会場」の駐車場をご利用下さい。(普通車約8台)



山村の暮らしを体験してみませんか?

手打ち蕎麦体験 (通年可)



体験で打った蕎麦はその場で食べられます。
5名様以上でお申し込み下さい。
詳細はお問合せください。(☎0494-77-0676)

つるし柿体験 (秋限定)



柿の皮をむいて、ひもを掛けます。干すのは担当者が行い、仕上がったらご連絡します。
詳細はお問合せください。(☎0494-77-0676)

7 諏訪明神

峯平山へ登る途中の森の中にあります。ここを「稲荷の森」と言います。
御堂は間口9尺、奥行2.5間。稲荷大明神、諏訪大明神、雷電明神の三社を祀っています。
建立: 永禄3年(1560) 7月25日 建立者: 新井又左工門(立道の先祖)
再建: 寶暦元年(1751)

8 光明寺

名称: 曹洞宗 梅嶺山 光明寺
本尊: 聖観音菩薩像が安置
住職: 龍泉寺住職 中川活壽和尚(兼務)
檀家: 30戸 内寺世話人5人

行事	新年の御礼と教え	正月
お釈迦様	ねはん会	2月15日
お釈迦様	(誕生日)	5月 8日
お盆の施餓鬼		8月15日



9 観音堂 (十一面観世音大菩薩)

現在の城峯神社は、昔は「城山大権現本坊長傳寺」という由緒あるお寺で、住職は十二世の鉄拳梅英大和尚でした。
明治元年、明治政府の神仏分離令により、仏教から神道へと変貌するにあたり、鉄拳梅英大和尚は城峯を追い出されました。明治元年12月12日、城峯を去る時点で鉄拳梅英和尚は十一面観音像と馬7頭、家財を携えて光明寺に入寺しました。明治2年4月8日、半耕耕地と城峯が一望できる峯平山に8坪半の御堂を建立し、十一面観世音の像を納めました。

10 薬師堂 (薬師如来)

永禄年間(1558-1570)、沢戸の祖先 新井山城守(中井戸)が薬師堂を創立しました。天下泰平、国家安全、身体健康、眼力透明の守り本尊です。昭和12年、日中戦争となり、当地からも7名が出征したことと、また、そのころ眼病が蔓延したことなどから、薬師堂再建の機運が高まり、翌年の昭和13年に現在の地に御堂が再建されました。

11 天神様

天神宮は菅原道真を祀ってあります。学業と芸芸の神様です。



沢戸の生き物たち

- 動物
- ・ムササビ
- ・モモンガ
- ・鹿
- ・カモシカ
- ・ハクビシン

- 昆虫
- ・ホタル
- ・クワガタ
- ・カブトムシ

- 沢の生き物
- ・ヤマメ
- ・かじか
- ・沢ガニ



- 野鳥
- ・カワガラス
- ・ヒヨドリ
- ・カビチョウ
- ・メジロ
- ・シジュウカラ
- ・オオタカ
- ・トンビ
- ・トラサギ
- ・キセキレイ

- 野鳥
- ・ゴイサキ
- ・ヤマドリ
- ・コジュケイ
- ・ウグイス
- ・オオルリ
- ・ミソサザイ
- ・ハヤブサ
- ・コマドリ
- ・ヤマガラ

沢戸のお祭り

(平成30年1月1日現在)

- 1月 元旦 城峯神社元旦祭 / 代表城峯へ登り御礼各戸へ
- 1月 27日 不動様 / 久長上区天徳寺拜む 各戸へ御礼
- 2月 3日 城峯神社節分祭 / 役員・手伝い・各戸御礼受けて豆まきする
- 2月 初午 稲荷様 / 節分後の初午の日、寿司を作って日持ちする
- 4月 第1日曜 十一面観音様 / 第1日曜で龍泉寺僧侶拜む 全戸で
- 5月 3日 城峯神社例大祭 / 役員・手伝いは山へ登り祝う 御礼各戸へ
- 10月 7日頃 鹿島神社祭り / 氏子で掃除と祭典

